

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 66 号 岩国市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

本議案の審査におきまして、

委員中から、本条例の適用実績についての質疑があり、

当局から、「主に本社機能の移転を対象とした本条例を平成 29 年に制定して以降、本条例の適用を受けた企業が本市に進出した実績はないが、企業の進出に当たっては、本制度を含む様々な支援制度を提示し、最も有利な制度の紹介を行っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「本条例の意義やメリットはどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「本条例による不均一課税は、固定資産税の納付が不要であることから、事業者にとっては、操業開始直後の資金繰りに余裕を持つことができるというメリットがある。また、市としても、不均一課税による減収分は、国から地方交付税による措置があることから、財政負担も少なく、双方にとってメリットがある制度である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「これまで、本条例の規定を適用した企業進出はないようだが、せっかく制定しているので、この条例も生かしながら、今後さらなる岩国市の活性化につながるよう、企業の誘致に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。